別記様式（第４条関係）

砥部町クーリングシェルター指定申請書

送付先　砥部町 町民課

F A X

メール

●公開情報（砥部町ホームページ等へ掲載、公表させていただきます。）　　　　　　　※は必須です。

|  |  |
| --- | --- |
| ※名　称 |  |
| ※施設住所 | 郵便番号 |
| 砥部町 |
| ※電話番号 | 　　　―　　　　― |
| ※開放可能日時 | 曜日 |
| 時間 |
| ※受入可能人数 |  |
| ホームページURL |  |
| 備　考 |  |

●非公開情報（砥部町からの連絡等のみに利用させていただきます。）

|  |  |
| --- | --- |
| ※共用部分（受入可能な場所の概要等） | ・想定している具体的な場所や注意事項等をご記入ください。 |
| ※ご担当者名 |  |
| ※ご担当部署等 | 〒 |
| ※ご担当者連絡先 | TEL　　　※ |  |
| メール　　※ |  |

◎クーリングシェルター指定の申請にあたっては、別紙１「砥部町クーリングシェルターについて」をお読みいただき、趣旨・内容をご理解のうえ本申請書をご提出ください。

◎公表に際して、文字数等の関係で内容を一部修正することがありますのでご了承ください。

◎クーリングシェルター運用期間満了の１月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとします。

別紙１

砥部町クーリングシェルターについて

砥部町町民課環境衛生係

■ クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を申請に基づいてクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定したもので、町民等が暑さをしのぐため一時的に休息できる施設のことです。

■ クーリングシェルターの要件は？

指定に必要な施設の要件は以下の３つです。

（１）冷房設備を有すること

（２）愛媛県に熱中症特別警戒アラート（最大レベル）が発表されたとき、当該施設を町民等に開放する

ことができること

（３）町民等の滞在のために、必要かつ適切な空間※１　を確保すること

※１ 申請される受入可能人数（３人であれば３人、５人であれば５人）が滞在できるスペース（椅子やソファーなど）があればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

■ 指定されるとどうなりますか？

砥部町ホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で町民へ広く広報・周知を行い、活用を呼び掛けます。

■ 熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、運用期間※２ 中は受け入れをお願いします。

※２ 砥部町のクーリングシェルター運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同じです 。

■ 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で町民等の方の受け入れをお願いします。

このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。

もし暑さ等で具合が悪そうな方がおられましたら、お声かけ等をお願いします。

また、クーリングシェルターであることを示すポスター等（事務局より供与）の掲示をお願いすることがあります。

■ 熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？

申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。

■ 受入可能人数を超えて町民等が来られた場合はどうすればいいですか？

申請時の「受入可能人数」を超えた人数が来られた場合でも、滞在が可能であれば受け入れをお願いします。営業等に支障が出ない範囲で、施設・店舗でご判断ください。

■ クーリングシェルターの指定をはずしてほしいときはどうすればいいですか？

また、来年以降も毎年申請が必要ですか？

指定を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが砥部町町民課環境衛生係へご連絡をお願いします。来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合自動的に指定を継続させていただきます。

■ 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？

申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。

営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、下記までご連絡ください。

砥部町 町民課 環境衛生係

TEL：089-962-7446

メール：070chomin@town.tobe.ehime.jp